

摂食・嚥下リハビリテーションに関する研究助成要項

第1条 助成事業の目的

本事業は、摂食・嚥下リハビリテーションの研究に携わる医療者、研究者等への支援を通じて、医療の進歩発展、国民の幸福増大に寄与することを目的とする。

第2条 助成の対象

本助成の対象は摂食・嚥下リハビリテーションに関する学術的研究とする。

第3条 応募資格

申請者は、本学会の会員(個人またはグループ)に限る。応募にあたっては、研究の内容を承知している所属長の推薦を受けること。

第4条 募集の時期

2010年4月1日から同年5月31日。(最終日の消印まで有効)

第5条 募集の方法

本学会会員への一般公募。

第6条 助成額および助成件数

- (1) 助成金の1件当たりの額：原則20-30万円
- (2) 助成件数：2件程度

第7条 応募の方法

本学会ホームページに掲載されている「研究助成申請書」をダウンロードし、申請者が所定の事項に記入・押印、また推薦者の押印の上、事務局宛に郵送する。

第8条 選考方法

本学会の研究助成選考委員会において決定する。

第9条 研究助成選考委員会

選考委員会委員長は理事長が任命し、委員は理事が兼務する。

第10条 採否の通知

採否の結果は、選考委員会による決定を経て、本学会が文書にて応募者全員に2010年6月末日までに通知する。ただし、合否の理由については通知しない。

第11条 助成金の交付

助成金は、採用にかかる書類手続き等が終了後、原則1ヵ月以内に交付する。

第12条 助成の対象となる経費

助成の対象となる経費は研究に要する機器備品の購入費(賃借料含む)、交通費、図書・資料の購入費、材料・消耗品費、本人・共同研究者以外の者に対する謝金など研究に必要な経費とする。

第13条 研究期間

原則として、助成金の交付日より1年間。

第14条 助成金受領者の義務

- (1) 研究の実施にあたっては、倫理規定に基づき、人権の保護・法令等を遵守する。

- (2) 研究計画の変更を行うときは、あらかじめ選考委員会の承認を受けること。
- (3) 事務局より研究の進捗状況の報告を求められた時は、速やかに報告すること。
- (4) 研究を中止する場合、所定期間内に研究報告書が提出されない場合、本実施要領の規定に違反する行為があった場合、その他助成の趣旨に反すると本学会が判断した場合は、助成金を返還する。

第15条 研究成果の報告

- (1) 助成を受けた研究者は、研究期間終了後、1ヶ月以内に研究成果を報告書にまとめ、抄録を付して事務局に提出する。
- (2) 研究報告書は、別紙書式に従い作成する。

第16条 研究成果の学術発表

- (1) 研究成果は交付翌年の学術大会で発表し、また、本学会雑誌に研究報告書を掲載して公開する。
- (2) 研究成果を学会誌、学術刊行誌等に投稿する場合は、この研究が日本摂食・嚥下リハビリテーション学会（英文名称：Japanese Society of Dysphagia Rehabilitation）の助成によりなされたことを明記の上、その写しを事務局宛に提出する。

第17条 助成金の使途と報告

助成金は第12条に定める経費以外の用途に使用する事は出来ない。また、助成金使途報告書を作成し、研究報告書と共に事務局宛に提出する。

第18条 個人情報の利用目的

本学会は、本研究助成の募集により取得した個人情報を研究助成選考の目的で利用する。ただし、この目的に必要な範囲を超えて利用せず、また、選考委員以外の第三者に提供しない。

第19条 事務局の設置と職務

本事業の事務局は日本摂食・嚥下リハビリテーション学会事務局内におき、次の職務を行うこととする。

- (1) 公募手続きに関する一切の業務
- (2) 選考委員会の招集および運営に関する業務
- (3) 助成金交付者への通知および研究進捗状況の管理に関する業務
- (4) その他、本事業の実施に係わる事項で本要領に記載のない関連業務

申し込み先・問い合わせ先

458-0817 愛知県名古屋市緑区諸の木1-1704-202

日本摂食・嚥下リハビリテーション学会事務局

FAX : 052-848-6569

E-mail: jsdr@fujita-hu.ac.jp